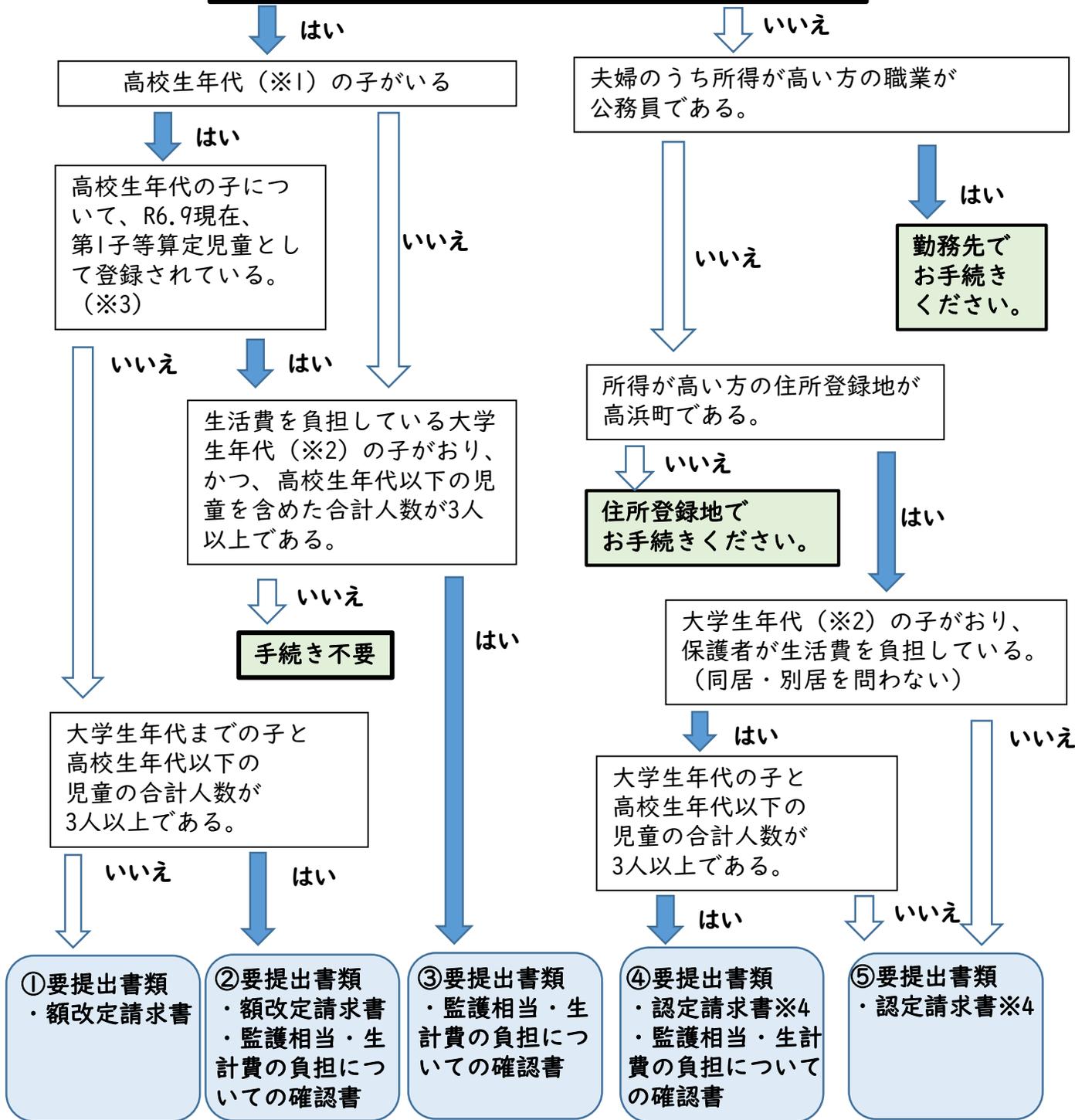


令和6年10月児童手当改正 手続き確認フローチャート

高校生年代（※1）以下の児童を養育している保護者の方が対象です。

令和6年9月現在、児童手当を受給している



※1 高校生年代（新たに支給対象となる児童）
→平成18（2006）年4月2日～平成21（2009）年4月1日生まれの方

※2 大学生年代（新たに第1子・第2子等のカウントに含まれる子）
→平成14（2002）年4月2日～平成18（2006）年4月1日生まれの方

※3 高浜町で児童手当の支給対象であった児童は原則登録済です。
町外在住の児童などは申請が必要な場合がありますのでお問い合わせください。

※4 新規登録申請の場合、受給者の口座情報がわかるもの（通帳など）や保険証の提示が必要です。